



まいづる

農業委員会だより

No.

70

令和4年3月

発行／舞鶴市農業委員会 舞鶴市字北吸1044 TEL 66-1023 FAX 62-9891



集団登下校風景

令和3年度は舞鶴市の児童数は4千人余り。

我々にとっては見慣れた光景だが、子供だけで学校へ行くとか、電車に乗ったりするのは外国人が見ると驚かしい。

また、女性が夜に一人で出られるのも、治安が行き届いていることに安心し、電車・バスを待つ列にも感心するようだ。

しかし、子供をめぐる、いじめと虐待は後を絶たない。いじめは陰湿さが見え、大人も顔をそむけたくなる。その大人が保身を図り、虐待でも責任逃れでその立場を守ろうとする。虐待は子供が懐かない、泣き止まないと体罰を与えている。

イソップ寓話で「北風と太陽」に出てくるように、力だけでは勝てない。

我々、おせっかい焼の大人にならないといけないのかな。

(嵯峨根委員)

主な内容

- 要望書提出…………… 2・3
- 舞鶴の農村集落の紹介 …… 4
- 地元負担無しのほ場整備 …… 5
- 田畑転換注意事項 …… 6
- 新会長・新委員の紹介…………… 6
- 舞鶴の農家住宅…………… 7
- 農地の賃借料情報…………… 8

要望書提出

令和4年度舞鶴市農業施策等に関する意見書

令和4年度予算編成にあたり、農業委員会等に関する法律第38条の規定に基づき、舞鶴市の農地等の利用の最適化の推進に関する施策等に反映されるよう意見書を提出します。

令和3年12月22日

舞鶴市長 多々見 良三 様

舞鶴市農業委員会

会長 今 田 壽 孝



市長へ要望書提出

平素は舞鶴市政の推進に、鋭意、お取り組みいただいておりますことに深く敬意を表します。とりわけ、本市の農業振興についてご高配を賜っておりますことに厚く御礼申し上げます。

さて、本年は新型コロナウイルスの感染拡大による影響が長引き、農業分野においても、飲食店等、外食産業の営業・利用自粛による需要の減少など大きな影響があり、とりわけ米価の下落は、販売農家や地域の集落営農組織に大きな影響を生じさせており深刻な事態となっております。

最重点項目

1 米価の下落対策について

①人口減少やコロナ禍で落ち込んだ令和3年度の米価の大幅な下落に対して、地域の集落営農組織などから懸念の声が上がっていることから、国の「収入減少影響緩和交付金」や「水田活用の直接支払金（産地交付金）」など、既存の支援策の積極的な周知を図りたい。

②国や京都府とも連携しながらさらなる対策を検討されたい。

2 「京力農場プラン」の策定・見直しの推進について

①農業の担い手減少や高齢化が進行するなか、持続性可能な農業や集落づくりに資するため、地域農業の将来設計図となる「京力農場プラン」の策定・見直しが求められている。現在、市内

また、就農者の高齢化や後継者不足など、本市の農業をとりまく状況は依然として大変厳しい状況にあります。

このような中、農業委員会も農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく「人・農地プラン」策定への参画など、農業・農村を守るため、農地等の利用の最適化の推進活動を中心に据え、市が行う農業施策と連携しながら本市の農業振興に尽力して参りますので、市におかれましては、地域農業の維持発展のためご奮闘いただきますようお願い申し上げます。

の約20集落において話し合いを進められているところであるが、その取り組みを含め、プランの策定・見直しを推進されたい。

②京力農場プランの策定・見直し作業には農業委員会も参画し、市と協働で話し合いを進めているところであるが、農家の意向把握や集落での話し合いが肝要であることから、集落での取り組みが実質的なものとなるよう委員や職員の研修や事例研究などの活動を支援されたい。

3 多様な担い手の確保について

①中小規模の経営体や農業を副次的に営む半農半Xの経営体等、多様な経営体を認定農業者等とともに積極的に担い手と位置づけ、その後押しをするなど担い手確保のための施策を講じられたい。

②集落営農組織の支援のため共同利用機械の購入費への支援を実施するなど、担い手となる営農組織維持のための支援を講じられたい。

③農業の新たな担い手及び集落での担い手作りのため、農村への移住促進や空家バンク制度について、より一層の拡充を図りたい。

4 有害鳥獣対策の強化について

①有害鳥獣対策強化のため、市担当者の増員や有害鳥獣対策予算を増額するなど体制強化を図りたい。

②クマの目撃情報が著しく増加し、農業への影響はもとより人への危害を懸念しなければならぬ事態を踏まえ、個体管理については、引き続き農村集落等での人的被害を回避する視点で京都府に強く要望されたい。

③鹿、イノシシ等の捕獲を強化し、防護柵（電気柵、メッシュ等）設置については、国の予算の増額を強く要望し継続して事業実施されたい。

④サル被害を減少させるため、京都府に対し個体数調整が円滑に行えるように関係予算の増額を要望されたい。また、市と住民が共に協働してサル追払いができるよう防除と捕獲体制を強化されたい。

⑤農業者による自衛策の強化として、わな猟免許の取得等の際には、個人負担が不要となるような制度設計とするなど補助制度の拡大に努められたい。

重点項目

5 農地集積やほ場整備事業の促進について

①平成30年度から制度化された農地中間管理機構関連農地整備事業において、地域の合意形成

づくりへの支援を行われたい。

②担い手等への農地集積を推進するため、農地中間管理事業を活用した取り組みにおいて情報提供や指導等の支援を行われたい。

6 耕作放棄地の解消、未然防止に向けた対策の強化について

①耕作放棄地の解消をめざす農家と地域や団体、新規就農者等に対して、農地中間管理機構関連の施策や多面的機能支払交付金等について積極的な情報提供等を実施されたい。

②既存の施策だけでなく、耕作放棄地解消のための新しい制度等を国や京都府に積極的に働きかけられたい。

7 特産物の生産振興、地産地消、食育教育の推進について

①京都府北部地方卸売市場を積極的に活用して、京都丹の国農業協同組合等と協力し地場産農産物の生産拡大を図られたい。

②「万願寺甘とう」や「お茶」などの生産振興を一層すすめるほか、「ふるさと舞鶴あぐりブランド」等、地場産品のPRと販路拡大に努力されたい。

③地産地消を推進するため、小中学校等の給食における地元産米・地元食材の利用拡大や生産者と協働した出前授業、農作業体験学習など、食育の推進に努力されたい。

④農業の6次産業化を支援する枠組みを強化されたい。

⑤「京式部」など新たな米の品種開発、丹波大納言小豆・紫ずきん等「京のブランド産品」の生産拡大、さらには本市に合った特産物の開発等に

ついて、京都府・京都丹の国農協等と共同して施策を検討されたい。

8 自然災害による被害からの復旧・復興施策について

①自然災害の際には、その都度、積極的に補正予算が組まれるなどの対応がなされているが、今後とも災害発生の折には、早急に必要な支援策を講じられたい。あわせて、災害被害は農業の担い手や新規就農者等にとって大きな痛手となることから、水害に強い農業経営について検討・研究を実施されたい。

②水害においては、毎回、同じ農地が被害を受けることを考慮し、土砂やごみの撤去、畔の復旧等に経費や労力がかかる場合などには、補助率の引き上げ等を行うなどの措置を検討されたい。また、被災した農地が一筆であっても補助対象となるよう検討されたい。

9 農業委員会の体制強化について

①「京力農業プラン」に係る事務や空き家に付随する農地の取得手続き、農地中間管理事業に係る業務など、本委員会の所管事務が増大していることから、事務局長の専任化や事務局職員の増員などの体制強化を図られたい。

②農業委員会活動費の増額を実施されたい。



市長との話し合い



舞鶴の農村集落の紹介

西方寺平と養鶏

2月26日、空は快晴、残雪多し。

国道175号線、岡田由里交差点から9km西方寺平に住む霜尾共造さんを訪ねました。

西方寺平は海拔220mにあり、333年前の元禄2年に田辺藩の山番として2人の青年が警備の傍ら農地を開拓し、炭焼き、養蚕などをしながら永住したのが始まりのようです。

赤岩高原たまごとして販売している養鶏の最初は女性の小遣い稼ぎからで、今は2

軒で4千羽程

が飼育されて

います。この

鶏は純国産系

品種で、玉子

だけでなく鶏

肉にも使える

ことから「親

鳥だいらかし

わ」として販



西方寺平の灯籠

また、焼き鳥も名物でイベントでは行列ができる。一番注意をしているのは、安全性が高く品質の良い餌と水を与えること。

しかし、近年の飼料穀物の値上がりは凄まじく、主食のトウモロコシに大豆が高騰してきている。やはり玉子の価格に転嫁せざるを得ないようだ。

今、この地には38名が暮らしていて中学生以下が16名もいる。また、移住してこられた出身地は茨城、埼玉、福島、大阪、神奈川、広島など多彩である。

霜尾さんは親の事業を継承しながらも、二十数年にわたり合唱グループを率いて来られたという意外な一面がありました。

農業委員会で、農業者年金の推進役でもあり、これからの農業委員会を支えて行ってくれるものと思います。

取材時には、本当に雪が多く残り、除雪に苦労されたのだらうと想像がきます。しかしながら、朝には雲海が広がり、朝日がこれを染めるロケーションは宝物かも知れません。



地元負担無しのほ場整備 事業があるって



ホント？

を工面することは容易でないため、担い手が借り受けるための基盤整備が進んでいないのが現状です。

このような情勢を背景に、地元負担無しのほ場整備事業として『**農地中間管理機構関連農地整備事業**』が平成30年度より新たに創設されました。

この事業は担い手の営農効率を高め、農地の集積・集約化が進むよう区画整理・農用地造成を地元負担無しで行う都道府県営のほ場整備事業です。

※別途土地改良事業団体連合会事業賦課金の負担有

高齢化や後継者不

足により耕作放棄地

が増加する我が国の

農業において、国は

令和5年度までに担

い手への農地集積を

8割とすることを目

標として掲げていま

すが、担い手は条件

の悪い農地は借り受

けません。また、地

域もほ場整備事業を

行うための自己資金

この事業の実施要件は？

①事業対象農地の全てについて、農地中間管理権が設定されていること。

②農地中間管理権の設定期間が、事業計画の公告日を基準とした残存期間が15年間以上であること。

③事業実施範囲（各団地の合計面積）が、10 ha以上（中山間地域は5 ha以上）であること。

また、各団地の農地面積が、1 ha以上（中山間地域は0.5 ha以上）の連担化がなされていること。

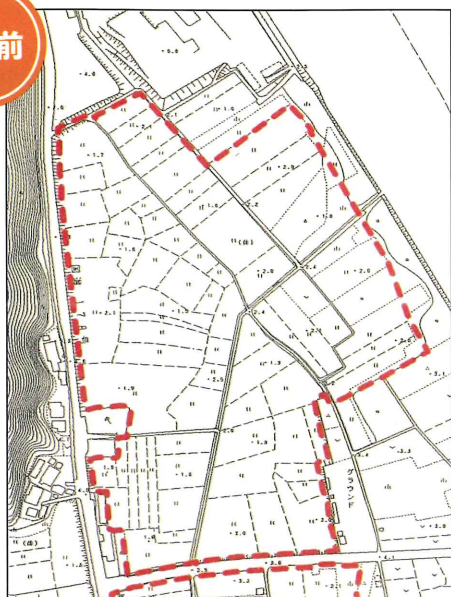
④事業対象農地の8割以上を事業完了後5年以内に担い手に集団化すること。

⑤事業完了後5年以内（果樹は10年以内）の事業対象地域の販売額が20%以上向上、または、生産コストが20%以上削減されること。

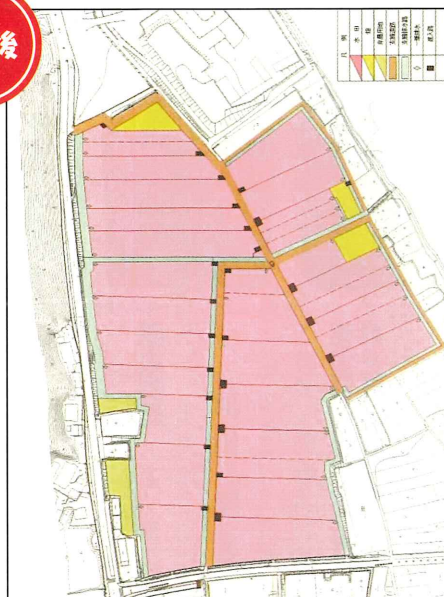
人・農地プラン（京力農場プラン）が作成されている地域であることも必須条件です。



整備前



整備後



その田畑転換届出は 残土処分を 目的とする農地の形状 変更ではないですか？



農地の形状変更については、耕作の継続を目的として、水捌けが悪い場合の解消や、不整形な農地を隣接農地と一体化し区画の改善を図るなど、営農上の効率改善を行う行為です。

市内で発生した事例ですが、盛土後に耕作を再開しなかったり、果樹を植えなかったりして、結果として残土処分が目的ではなかったのか、と考えられる行為がありました。

この場合、届出者（耕作者又は地主）は、農地法上において違法転用と見なされ、原状回復を行う必要があります。

懲役（3年以下）又は罰金（3百万円以下「法人については1億円以下の罰金刑」）の罰則規定もあることから、業者などから「土を入れたい」と頼まれ、「荒れている農地だし、好きにしたら良いです。」と、軽い気持ちで届出者となると耕作がされなかった場合や、計画以上の嵩上げがされた場合は届出者に責任が生じますので、安易に届出者とならないよう注意をお願いします。



令和4年4月審査分から

田畑転換届出者の意思確認について、本人持参でない場合は、本人に対し、①嵩上げ計画の聞き取りや ②営農継続確認等を行うこととなりました。



●農地の形状変更をする場合には届出が必要な理由

農地の利便性を図るために盛土などを行い、農地の形状を変更する場合は、農業委員会への届出が必要ですが、これは、周辺農地の耕作者及び農業用施設（道路・水路等）との調整を図る目的で行っているものです。

また、隣地耕作者の同意がない場合は、形状変更はできませんのでご注意ください。

新会長・新委員の紹介



林 喜弘

農地利用最適化推進委員、
第4区・志楽地域



前田 隆文

農業委員

令和3年10月総会において、会長に選出されました。委員の皆さん方のお力添えを頂き、精一杯任務を全うさせて頂いたべく所存です。

農業委員会は日頃から地域農業や農地を守る活動を行っており、各地域に農業委員19名、農地利用最適化推進委員17名が連携しながら、農地相談や問題等に当たっています。

昨今、農村では人口減少が顕著に進んでおり、地域農業を将来に渡り維持する為の方策が必要です。その為にも地域の農地利用の将来像を描くことが必要で、10年後の農地利用を見据えた計画「京力・農場プラン」をまず集落単位で作成することが求められています。

農業委員会として、当面集落の話し合いを重点課題に位置付け、話し合いに参加させていただきたく思っておりますので、ご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。就任のご挨拶とさせていただきます。



会長

今田 壽孝

舞鶴の農家住宅

行永家住宅

その1

文化財の古民家を保存しながら住む



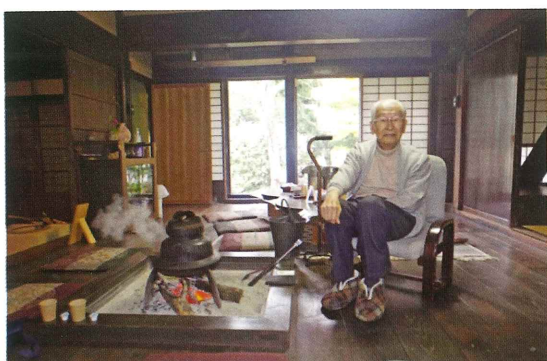
維持管理の行き届いた主屋の外観

今回と次回は、舞鶴市小倉にある「行永家住宅」を紹介します。

主屋の築年度は江戸末期。行永家は長く小倉村の庄屋を勤めました。2003年には、国の重要文化財として指定された貴重な古民家です。

現在は文化財として保存されながら、専用住宅として日常生活に使われています。

年に二度、一般公開されている時に建物を見学させていただき、持ち主の行永壽二郎氏にお話を伺いました。



囲炉裏端に座る、持ち主の行永壽二郎さん

主屋の造りは、間口9間（18メートル）、奥行き5間（13メートル）、入母屋造り浅瓦葺きで、棧瓦葺きの庇が四周しています。奥の一部には中二階があります。主屋を囲むように、道具蔵、新蔵、米蔵などが建ち並びます。道具蔵と新蔵は主屋とほぼ同期の建物であり、丹後地方民家の建物配置の構成を知る上で貴重です。

文化財指定された建築物に住み続けることについて、持ち主は「次の世代に、地域、古民家の生活を伝えることが出来れば」と語ります。文化財指定を受ける際に、住みながら守ることが出来る保存・改修が工夫されました。当時の意匠、間取りを保つために、普段の生活空間は文化財的価値を失わず、機能性を保つように計画されています。夏は涼しく、冬はストーブで十分過ごせるそうです。地域の歴史の一部として今後も保たれることが望まれます。



中の間から見る奥の間

農地の賃借料情報

農地法第52条に基づき、賃借料の情報提供を行います。

下記の表は、令和3年1月から12月までに締結（公告）された賃借料です。

利用権設定件数（新規・更新）は226筆、うち使用貸借（無償）は211筆です。

田（水稻）の部

金額はいずれも10a当たり

農地の所在地	平均額(円)	最高額(円)	最低額(円)	契約筆数
東地区	7,900	10,100	5,100	5
西地区	—	—	—	0
加佐地区	5,900	9,600	5,000	5

畑の部

金額はいずれも10a当たり

農地の所在地	平均額(円)	最高額(円)	最低額(円)	契約筆数
東地区	—	—	—	0
西地区	—	—	—	0
加佐地区	4,200	5,000	4,100	5

- 注）1. 金額を記載していない区分は、賃貸借の事例がなかった箇所です。
 2. 金額は算出結果を100円未満切り捨てて表示しています。
 3. 上記の情報は、農地法第52条の規定に基づき、参考として提供するものですので、
 農地の賃借に当たっては、当事者間で十分に話し合ったうえで契約してください。

この国の
農と食を
伝えます。

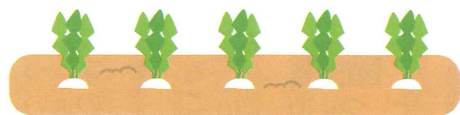
全国農業新聞は農業者の
公的機関である
農業委員会系統組織が発行する
週刊の農業総合専門誌です。

全国農業新聞
NATIONAL AGRICULTURAL NEWS

（週刊）金曜日発行
月700円、年8,400円
（消費税込）

■購読のお申し込みは、
農業委員会事務局へ
TEL 0773-66-1023

■発行所
全国農業会議所

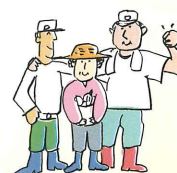


農業者年金

で安心、豊かな老後を！

- 農業者なら広く加入OK
- 少子高齢時代に強い年金
- 税制上の優遇措置あり
- 保険料は自由に設定OK
- 農業の担い手には手厚い政策支援
- 終身年金で80歳まで保証

農業者年金に
加入しましょう



農業者年金の内容やご相談については、

最寄りの農業委員会かJA

または農業者年金基金（TEL:03-3502-3199）に
お問い合わせください。

（農業者年金加入推進部長 霜尾委員）

委員長	副委員長	委員	委員	委員	委員
嵯峨根 秀樹	松本 圭司	淡路 辰己	大石 昌彥	尾上 亮介	櫻井 秀

広報委員

- ラニーニャ現象により今年の冬は低温と積雪、更に灯油価格の上昇とで厳しい時でした。
- ビニールハウスも日28年には及ばないものの多数の被害が報告され、野菜の出荷、植付けにも影響が出て昨年の米価の下落とで農業では生活が大変と感じた事でしよう。収入保険や農業共済は欠かせないものと成りました。
- 暦が3月になってもこの雪で4月発行とは思えない表紙や取材の写真になりました。
- イタリアでは暖冬の影響で一月半も早く花が咲いたという。ヨーロッパから数か月遅れて気候が日本にやってくる聞いた。
- この夏は少雨、高温になるのかな。

（嵯峨根委員）

編集後記